

中岡崎駅バリアフリー基本構想 (素案)

令和 6年 10月

岡 崎 市

目 次

1. 基本構想の概要	1
(1) 基本構想策定の背景と目的	1
(2) バリアフリー基本構想とは	2
(3) 基本構想の位置づけ	3
(4) 計画期間	3
2. 現況と課題の整理	4
(1) 岡崎市の概況	4
(2) 中岡崎駅周辺の現況	11
(3) 中岡崎駅周辺のバリアフリーに関する課題	20
3. バリアフリー化の考え方	22
(1) バリアフリー化の目標	22
(2) バリアフリー化の基本方針	23
(3) 整備の際に準拠する基準等	24
4. 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定	25
(1) 重点整備地区の設定	25
(2) 生活関連施設の設定	28
(3) 生活関連経路の設定	29
(4) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区図	30
5. 特定事業に関する事項	32
(1) 事業設定について	32
(2) 整備方針及び事業計画	34
6. 取り組みの推進について	37
(1) 岡崎市地域公共交通会議による進行管理	37
(2) まちのバリアフリー化に向けた庁内の取り組み	37
(3) 今後の検討課題	38
【参考資料】	39
(1) 用語の説明	39
(2) 基本構想策定の過程	39

1. 基本構想の概要

(1) 基本構想策定の背景と目的

令和2年12月に新たな「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が策定され、1日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅については、バリアフリー化に関する目標が掲げられています。

中岡崎駅については、1日平均利用者数が3,000人を超えているものの、バリアフリー化が行われておらず、円滑な移動ができていない状況にあります。さらに、市内17の鉄道駅のうち、1日平均利用者数3,000人以上の駅でバリアフリー化が行われていないのは中岡崎駅のみとなっています。

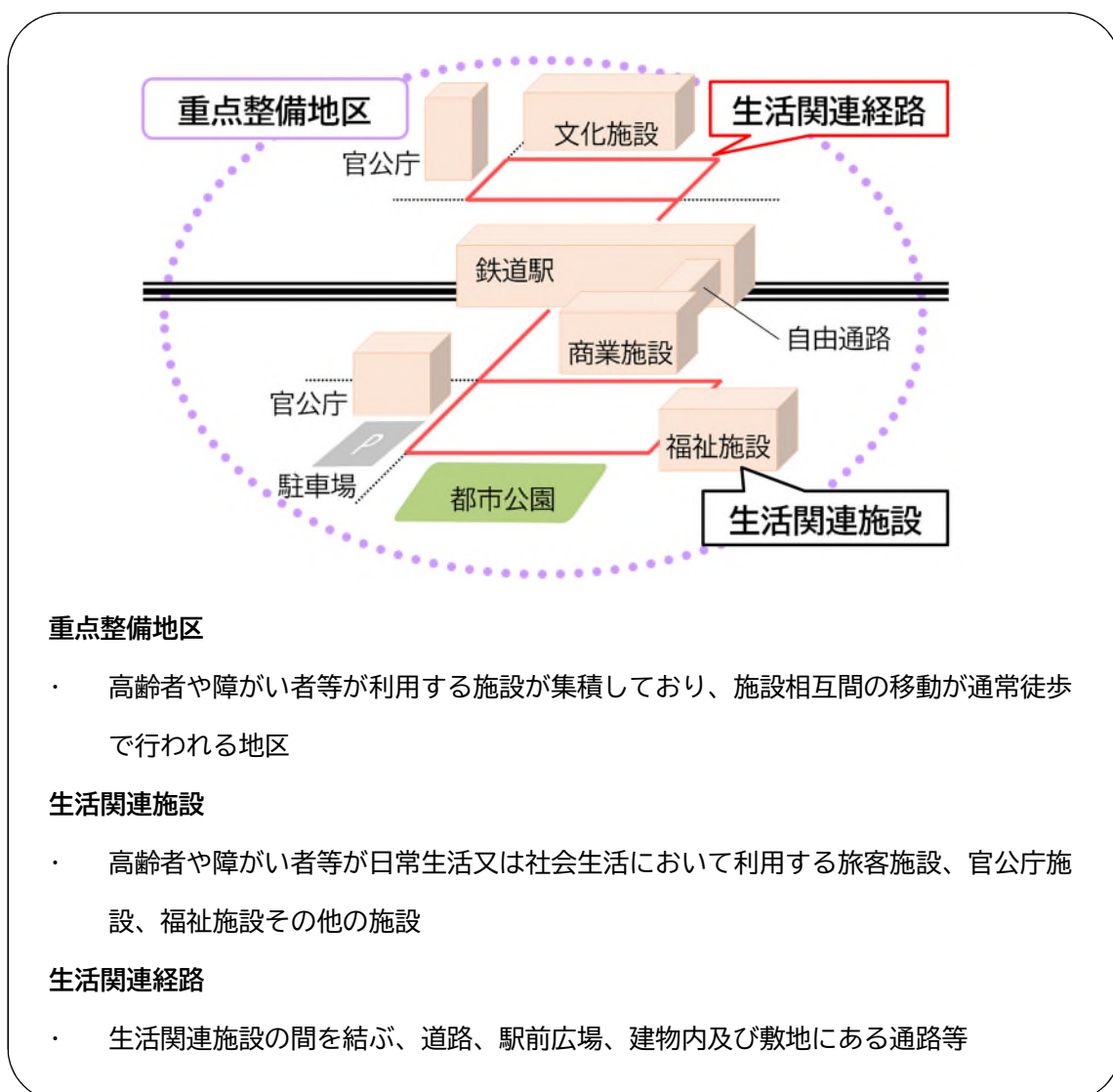
また、本市では令和4年3月に「岡崎市地域公共交通計画」を策定し、自動車に依存した交通から、持続可能な交通体系への転換を目指しています。この計画の中では「だれもが利用しやすく、安全・安心な交通の実現」を目指して「交通バリアフリー化の推進」を主要施策として掲げています。

そこで、利用者や交通事業者、行政が連携し、だれもが快適に公共交通の利用が可能な環境を整えることを目指した中岡崎駅バリアフリー基本構想を策定することで、中岡崎駅及び駅周辺におけるバリアフリー化の推進を目指すことを目的とするものです。

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）」に基づく計画です。

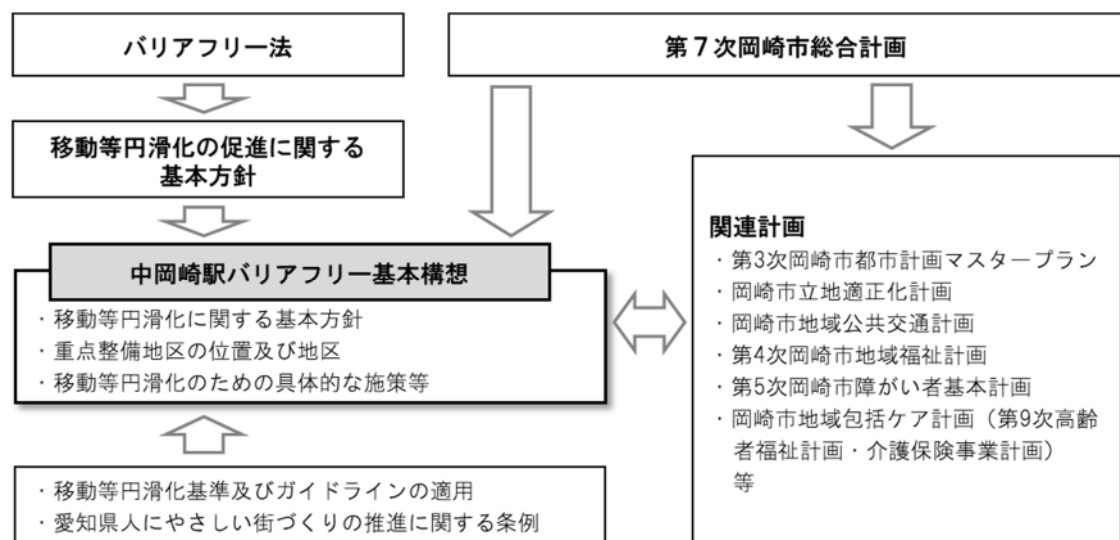
高齢者や障がい者等が日常よく利用する施設（生活関連施設）の集積する区域（重点整備地区）において、施設間を結ぶ経路（生活関連経路）と、旅客施設・車両等、建築物、路外駐車場、都市公園等（生活関連施設）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することが求められています。



図：一般的な設定イメージ

(3) 基本構想の位置づけ

中岡崎駅バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、総合計画をはじめとし、地域公共交通計画や都市計画マスタープラン、地域福祉計画等の関連計画と整合を図ります。



(4) 計画期間

本基本構想の計画期間は「令和7年度から令和11年度」までの5年間とします。

2. 現況と課題の整理

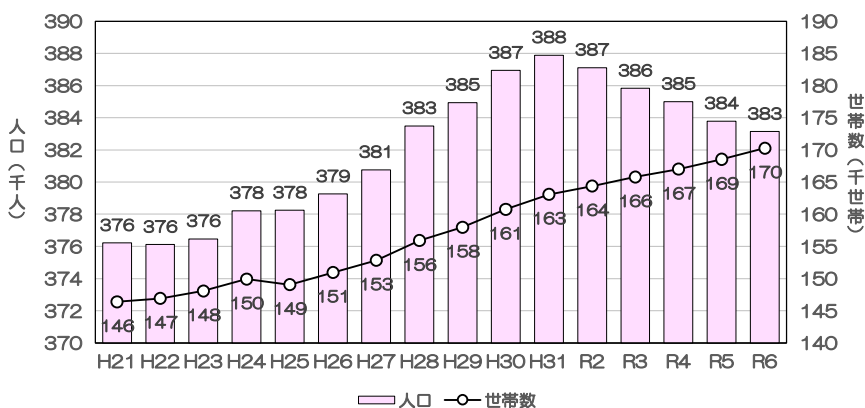
(1) 岡崎市の概況

1) 人口の状況

【人口推移】

本市の総人口は、平成 21 年から平成 22 年にかけて僅かに減少したものの、平成 23 年以降は増加に転じ、平成 31 年には 388 千人（388,000 人）でピークとなり、以降、減少に転じています。

一方で世帯数は、平成 24 年から平成 25 年にかけて一時的な減少はみられたものの、以降は増加傾向にあります。

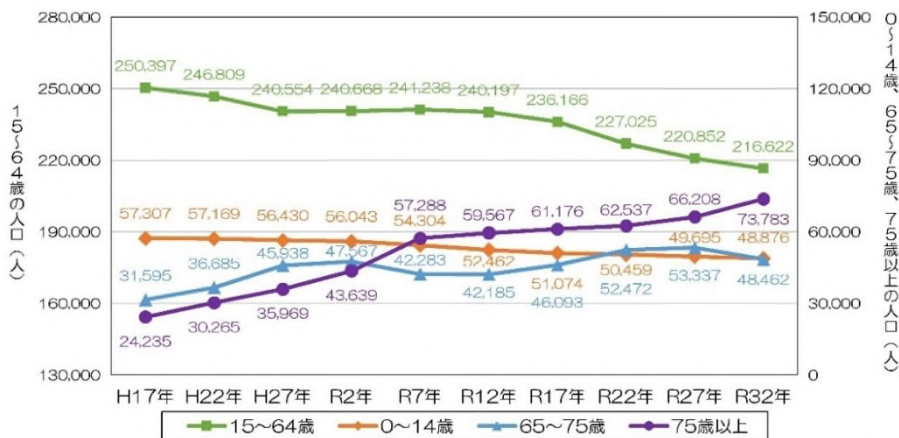


資料：岡崎市統計ポータルサイト

図：岡崎市の人口と世帯数の推移

【高齢化率】

本市の年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しており、高齢化が進行見込みです。特に 75 歳以上人口は大きく増加し、令和 27 年には 3 人に 1 人が高齢者になるものと予想されます。



資料：第7次岡崎市総合計画検討資料（令和元年）
※平成27年までは国勢調査に基づく実績値

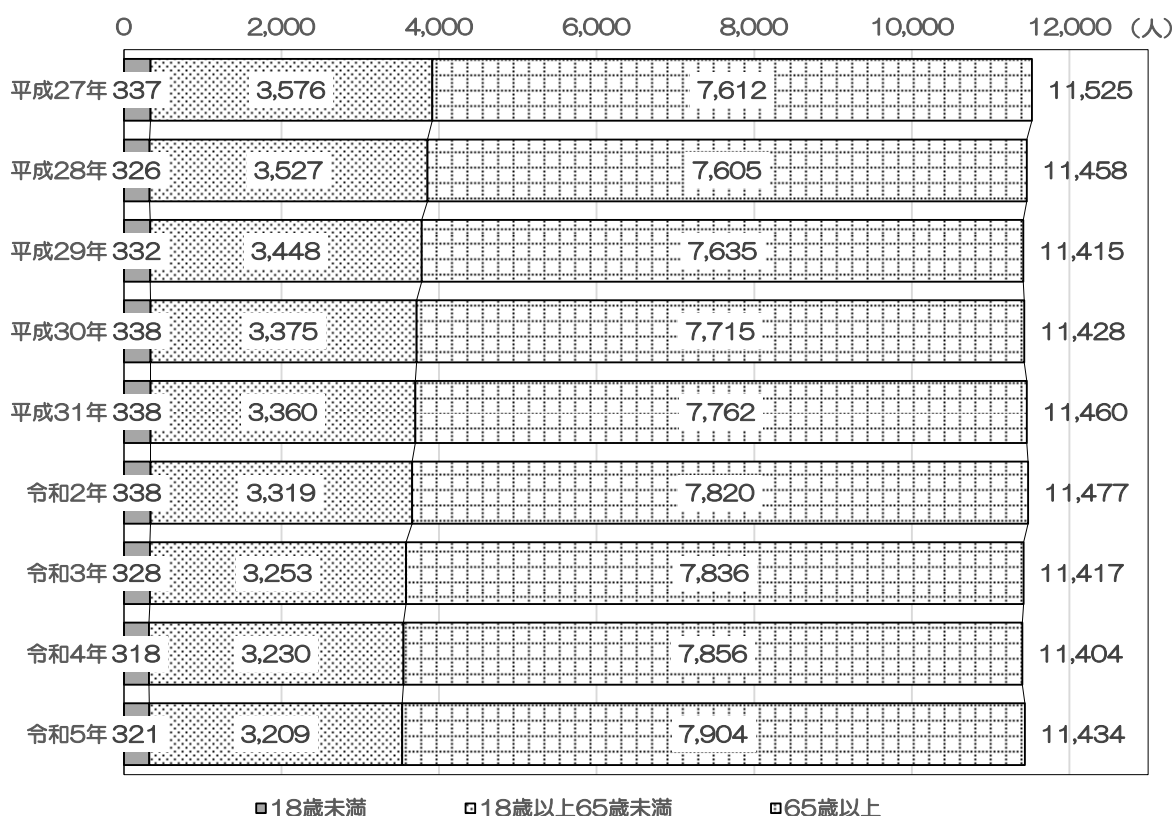
図：年齢4階層別による人口構成の見通し

【障がい者の状況】

身体障がい者手帳所持者

身体障がい者手帳は、「肢体や視覚、聴覚、音声、言語」等の機能のほか、「心臓や腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫」等身体内部の機能の障がい者に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和5年4月1日現在、本市における身体障がい者手帳所持者は11,434人で横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は321人（2.8%）、18歳以上65歳未満は3,209人（28.1%）、65歳以上は7,904人（69.1%）で、18歳以上65歳未満は減少、65歳以上は増加しています。



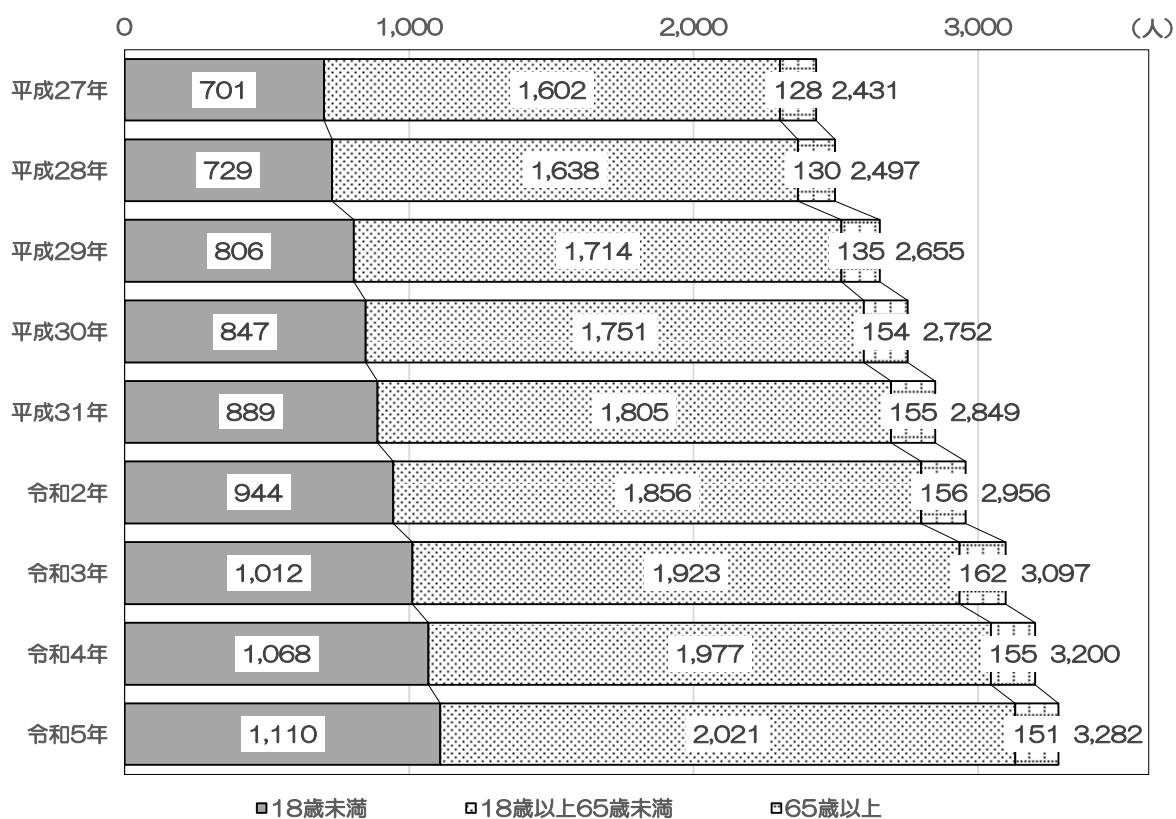
資料：岡崎市障がい福祉課

図：身体障がい者手帳所持者数の推移（各年4月1日）

療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障がい更生相談所において、知的障がいと判断された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年4月1日現在、本市における療育手帳所持者は3,282人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,110人（33.8%）、18歳以上65歳未満は2,021人（61.6%）、65歳以上は151人（4.6%）で、18歳未満と18歳以上65歳未満は増加しています。



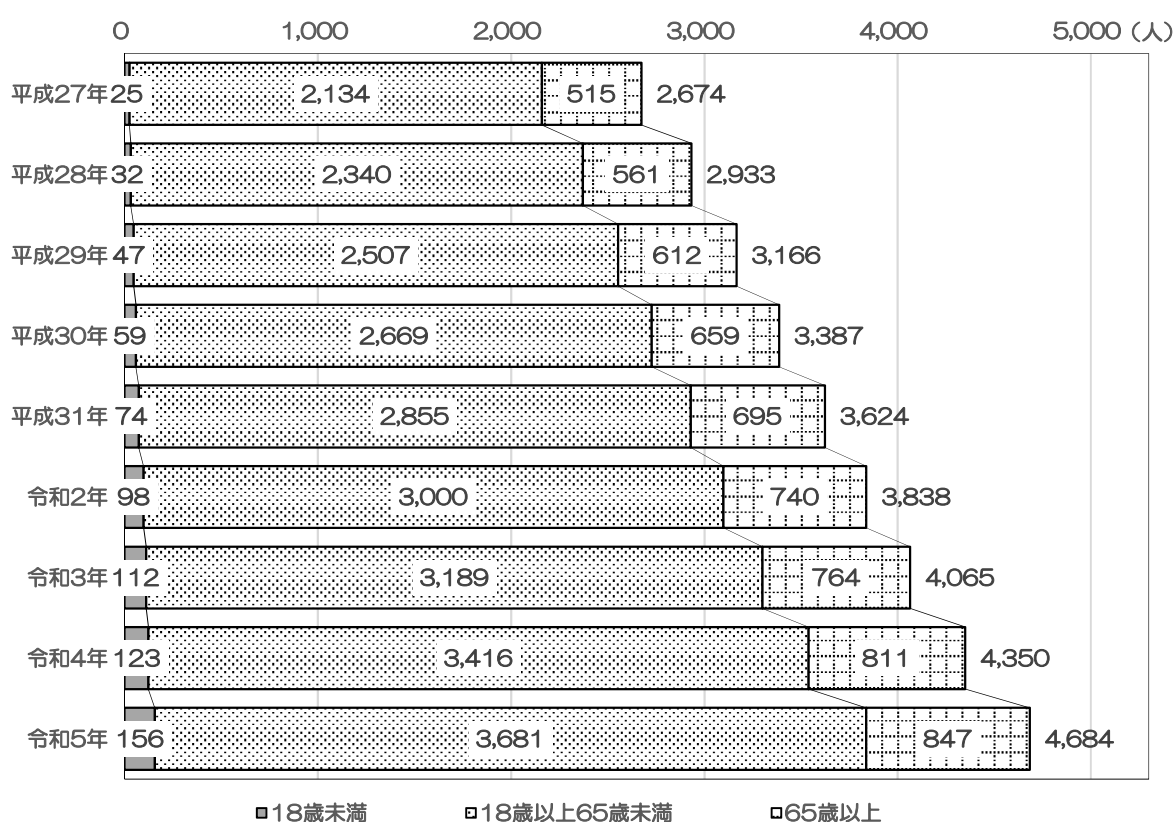
資料：岡崎市障がい福祉課

図：療育手帳所持者数の推移（各年4月1日）

精神障がい者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年4月1日現在、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者は4,684人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は156人（3.3%）、18歳以上65歳未満は3,681人（78.6%）、65歳以上は847人（18.1%）で、いずれも増加しています。



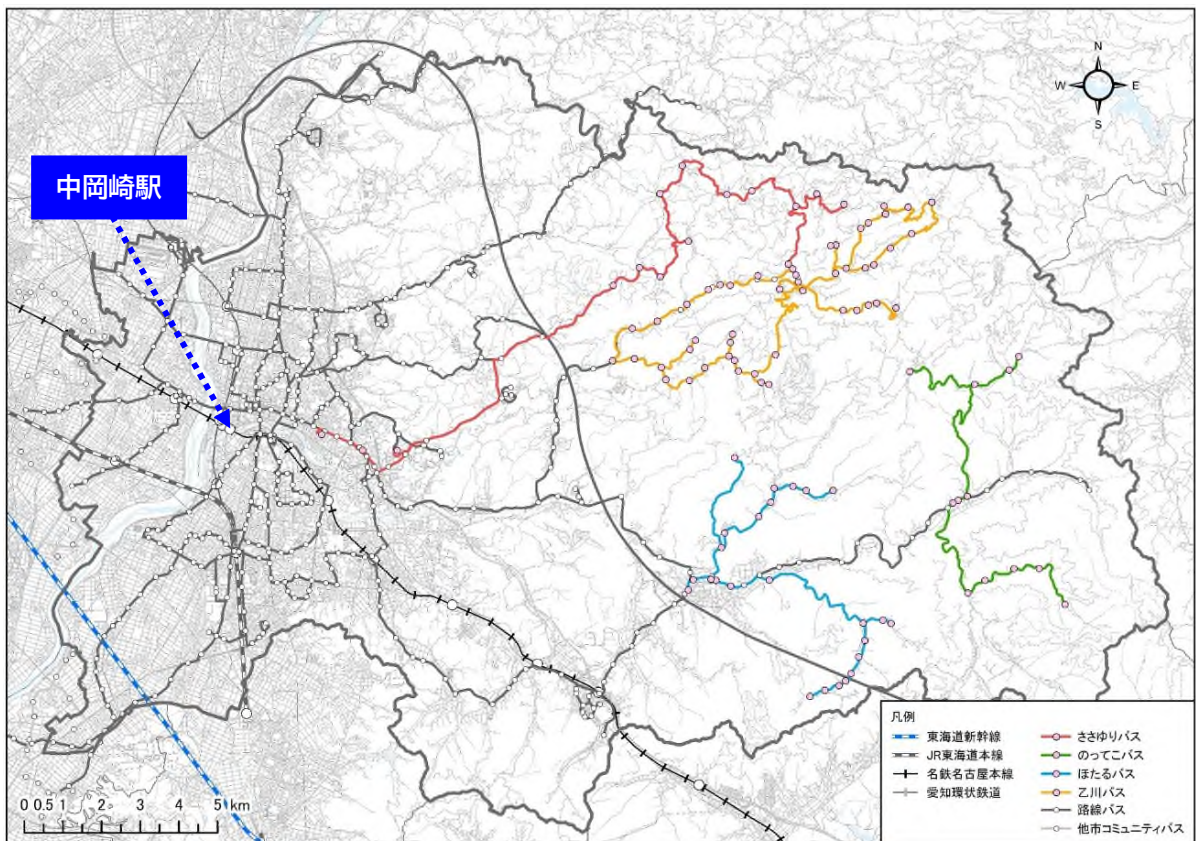
資料：岡崎市障がい福祉課

図：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日）

2) 公共交通の状況

本市では鉄道網として、JR 東海道本線・名鉄名古屋本線・愛知環状鉄道の3路線があり、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線は複線、愛知環状鉄道は単線(一部複線)です。鉄道駅数は17駅であり、中岡崎駅(愛知環状鉄道)に隣接して岡崎公園前駅(名鉄名古屋本線)が位置しています。

バス網としては、市中心部では名鉄バス及び名鉄東部交通により路線バスが運行されており、東岡崎駅及び岡崎駅を起終点、もしくは経由するルートを中心として運行しています。また、市東部の額田地域ではコミュニティバス(ささゆりバス・のってこバス・ほたるバス・乙川バス)を運行しています。



資料：数値地図、国土数値情報「バスルート」、「バス停」及び

岡崎市オープンデータ「岡崎市コミュニティバス」をもとに作成

図：公共交通ネットワークの状況

【鉄道】

本市における鉄道駅の1日平均乗降客数の推移は、以下の表のとおりです。

表：本市における鉄道駅の1日平均乗降客数の推移

駅名称		H30	R1	R2	R3	R4
JR	岡崎駅	36,694	37,110	27,946	28,964	30,680
	西岡崎駅	3,908	3,796	2,448	3,026	3,202
名鉄	東岡崎駅	39,645	38,918	29,148	30,862	33,193
	本宿駅	6,189	6,371	4,542	5,465	5,720
	名電山中駅	895	906	744	735	769
	藤川駅	5,579	6,500	5,047	5,396	5,396
	美合駅	8,254	7,371	5,609	5,930	6,350
	男川駅	4,387	4,501	3,743	4,006	4,200
	岡崎公園前駅	4,691	4,934	3,735	4,002	4,559
	矢作橋駅	6,909	7,001	5,522	5,741	6,025
	宇頭駅	3,420	3,423	2,668	2,873	3,040
愛環	岡崎駅	10,738	11,073	7,843	8,287	8,998
	六名駅	1,491	1,624	1,268	1,299	1,320
	中岡崎駅	4,068	4,170	3,078	3,365	3,865
	北岡崎駅	3,684	3,724	2,941	3,154	3,436
	大門駅	2,759	2,866	2,186	2,374	2,580
	北野柵塚駅	2,272	2,400	1,597	1,677	1,815

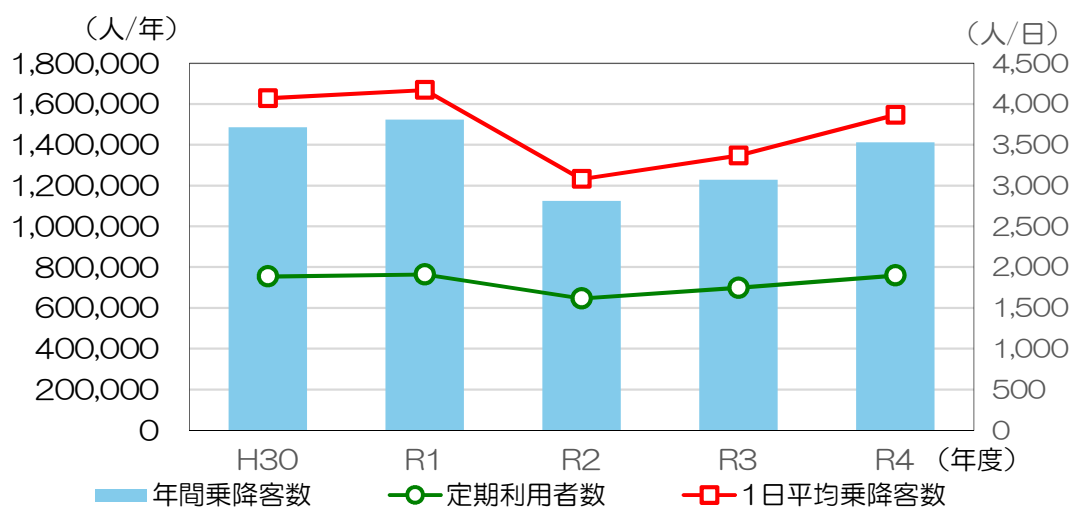
資料：岡崎市統計書

中岡崎駅は、国の目標として掲げられた、令和7（2025）年までにバリアフリー化を行う鉄道駅の条件である、1日平均乗降客数3,000人以上の鉄道駅となっています。

中岡崎駅における年間乗降客数、定期利用者数、1日平均乗降客数の推移は、以下の表及びグラフのとおりです。

表：中岡崎駅（愛知環状鉄道）の推移

		H30	R1	R2	R3	R4
中岡崎駅	年間乗降客数	1,484,770	1,522,087	1,123,600	1,228,372	1,410,821
	定期利用者数	754,282	764,006	645,732	698,724	758,626
	1日平均乗降客数	4,068	4,170	3,078	3,365	3,865



資料：岡崎市統計書

図：中岡崎駅における1日平均乗降客数及び年間乗降客数、定期利用者数の推移（各年4月1日）

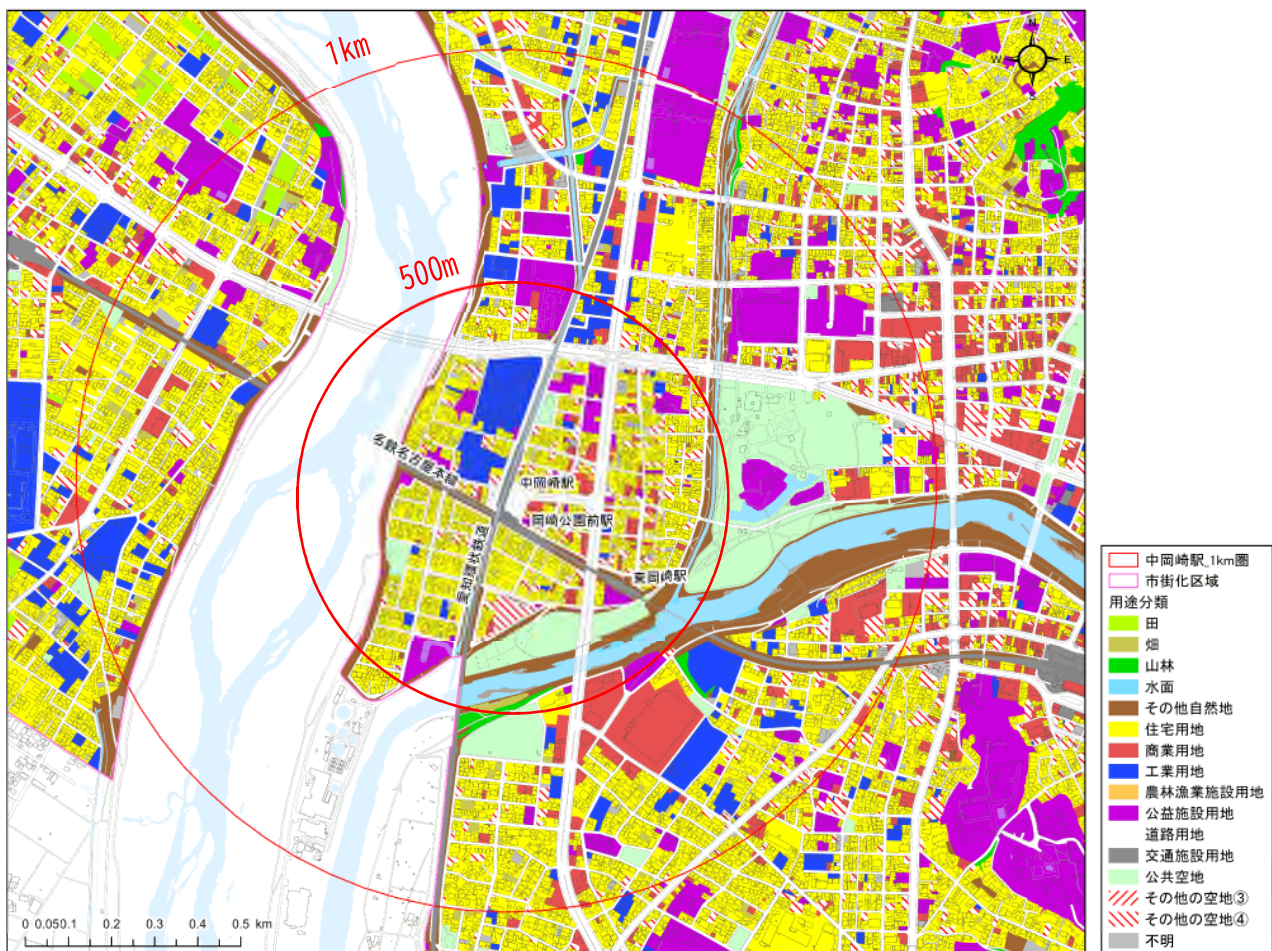
中岡崎駅における1日平均乗降客数及び年間乗降客数は、令和2年に減少したものの、以降は増加しています。

また、隣接する岡崎公園前駅との乗継駅としての利用があり、定期利用者数は年間乗降客数の半数以上を占めています。

(2) 中岡崎駅周辺の現況

1) 中岡崎駅周辺の概要

中岡崎駅周辺の駅南側を乙川、駅西側を矢作川が流れており、その河川に囲まれた中岡崎駅を中心とした 500m 範囲においては住宅用地が多く、駅北側には八丁味噌蔵等の工業用地や医療機関等の公益施設用地が点在しています。また、大規模な商業用地はないものの、駅東側には南北を繋ぐ一般国道 248 号の沿道には、小規模な店舗や宿泊施設等が点在しています。

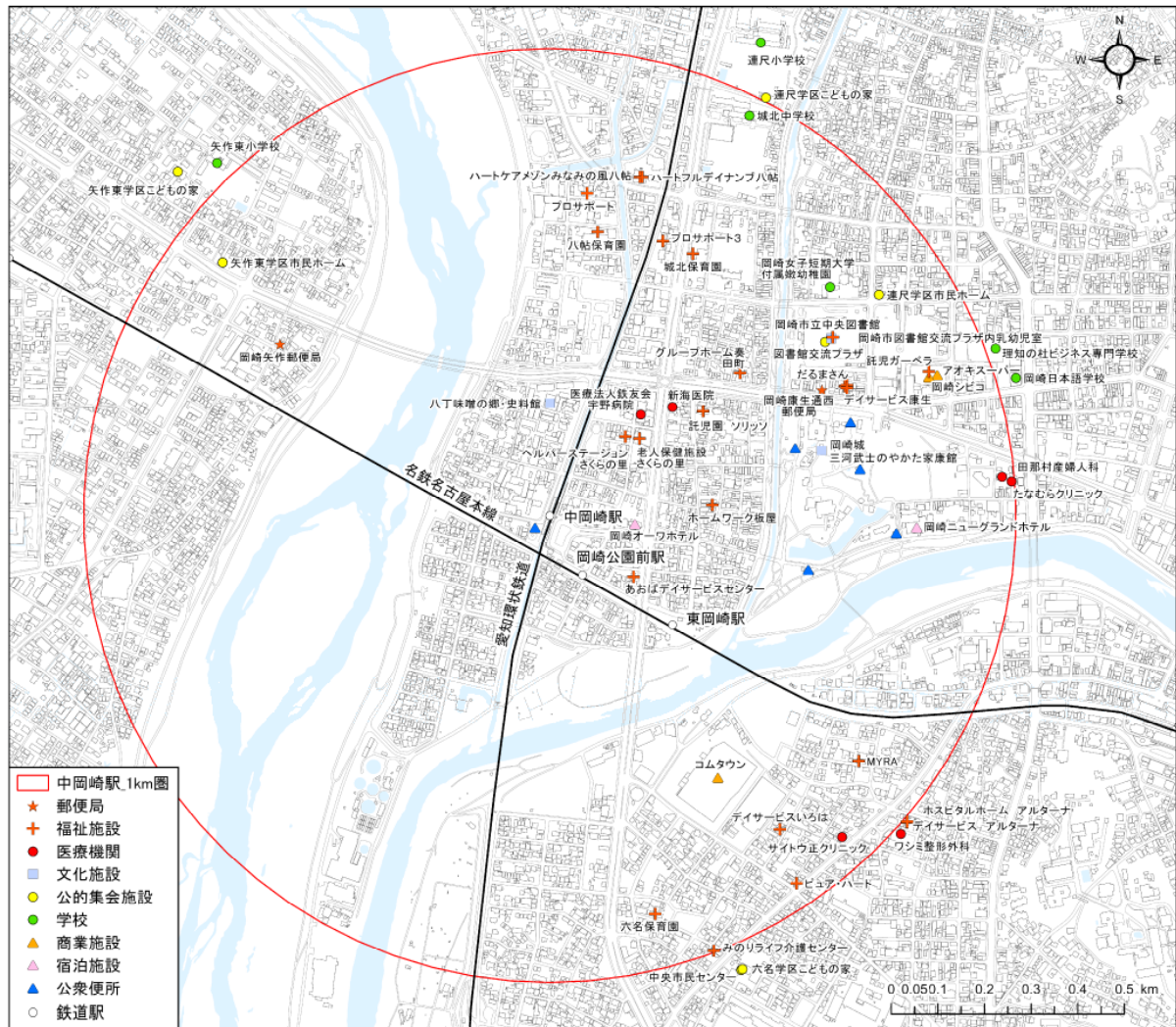


資料：令和 5 年度 都市計画基礎調査

図：土地利用現況

2) 主要施設の立地

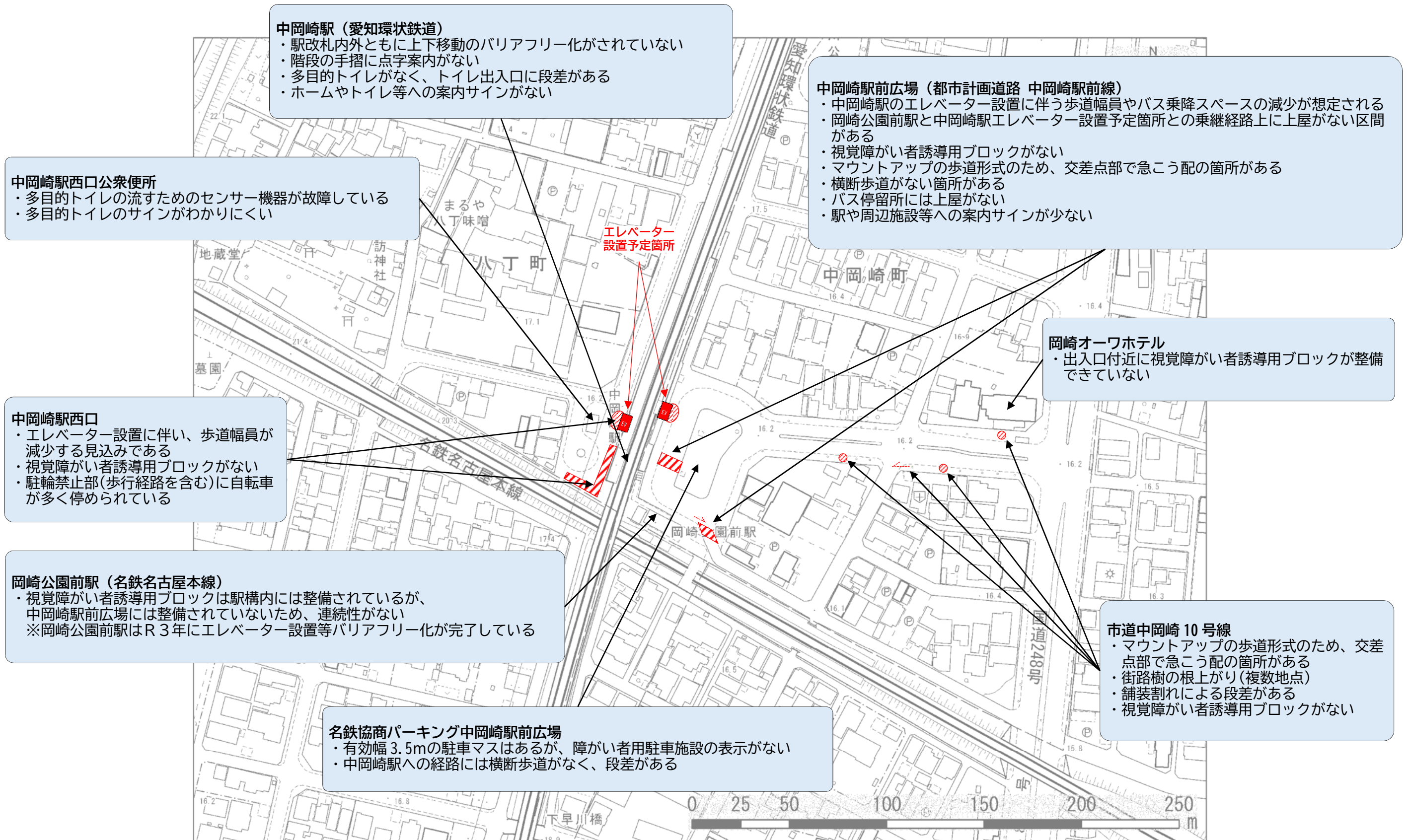
市民等が利用する中岡崎駅周辺の主要な施設について、立地状況を地図上に整理したものが以下の図となります。愛知環状鉄道の東側、名鉄名古屋本線の北側のエリアに多くの主要な施設が立地しています。



資料：令和4年度 都市計画基礎調査

図：施設の立地状況

3) 中岡崎駅周辺のバリアフリー状況



《公共交通》

<中岡崎駅>

【経路】

- ・ 駅改札内外ともに上下移動のバリアフリー化がされていない。
- ・ 階段の手摺に点字案内がない。

【トイレ】

- ・ 多目的トイレがなく、トイレ出入口に段差がある。

【情報案内】

- ・ ホームやトイレ等への案内サインがない。



▲中岡崎駅前広場から改札口への階段



▲中岡崎駅前広場から改札口への階段



▲2階改札口付近の階段



▲3階ホームから見た階段



▲トイレ出入口の段差



▲改札口付近

《中岡崎駅前広場》

<中岡崎駅前広場（都市計画道路 中岡崎駅前線）>

【通路】

- ・中岡崎駅のエレベーター設置に伴う歩道幅員やバス乗降スペースの減少が想定される。
- ・岡崎公園前駅と中岡崎駅エレベーター設置予定箇所との乗継経路上に上屋がない区間がある。



▲中岡崎駅東口のエレベーター設置箇所
(想定)



▲岡崎公園前駅と中岡崎駅エレベーター設置予定箇所との乗継経路（想定）

- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない。
- ・マウントアップの歩道形式のため、交差点部で急こう配の箇所がある。
- ・横断歩道がない箇所がある。



▲横断歩道がない箇所



▲交差点部で急こう配の箇所

【バス停留所・タクシー乗り場】

- ・バス停留所には上屋がない（バス停留所近くの待合所には上屋が設置されている）。



▲バス停留所・待合所



▲バス停留時の様子

【情報案内】

- ・駅や周辺施設への案内サインが少ない。



▲中岡崎駅周辺の様子

<中岡崎駅西口>

【通路】

- ・エレベーター設置に伴い、歩道幅員が減少する見込みである。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない。
- ・駐輪禁止部（歩行経路を含む）に自転車が多く停められている。



▲駐輪禁止区域での駐輪



▲中岡崎駅西口のエレベーター設置箇所
(想定)

≪路外駐車場≫

<名鉄協商パーキング中岡崎駅前広場>

- ・有効幅 3.5mの駐車マスはあるが、障がい者用駐車施設の表示がない。
- ・中岡崎駅への経路には横断歩道がなく、段差がある。



▲障がい者用駐車施設の表示がない



▲駐車場から中岡崎駅への経路

《建築物》

<中岡崎駅西口公衆便所>

- ・多目的トイレの流すためのセンサー機器が故障している。
- ・多目的トイレのサインがわかりにくい。



▲公衆便所（全景）



▲多目的トイレ

<岡崎オーワホテル>

- ・敷地境界から建築物の出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックの敷設がない。
（歩道上に視覚障がい者誘導用ブロックの整備がないため。）



▲岡崎オーワホテル入口



▲岡崎オーワホテル入口

《道路》

<市道中岡崎10号線>

- ・マウントアップの歩道形式のため、交差点部で急こう配の箇所がある。
- ・街路樹の根上がり（複数地点）、舗装割れによる段差がある。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない。



▲交差点部で急こう配の箇所



▲歩道部の根上がり

(3) 中岡崎駅周辺のバリアフリーに関する課題

中岡崎駅周辺のバリアフリーに関する主要な問題点や課題を以下に整理します。

課題１：中岡崎駅のバリアフリー化による環境改善が求められます。

- ・本市において、１日あたりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅のうち、バリアフリー化が行われていないのは中岡崎駅のみとなっています。
- ・中岡崎駅については、段差解消（エレベーター設置等）、構内の多目的トイレの整備がされておらず、バリアフリー化による中岡崎駅の早期の環境改善が求められます。

課題２：交通結節点として乗継機能の円滑化が求められます。

- ・中岡崎駅は、定期券利用者が全体利用者の半数以上を占めており、隣接する岡崎公園前駅との乗継駅になっています。岡崎公園前駅は令和３年にバリアフリー化を完了している一方で、中岡崎駅ではバリアフリー化がされていないことから２駅間の円滑な移動が困難な状況であり、中岡崎駅のバリアフリー化による２駅間の乗継機能の円滑化が求められます。
- ・中岡崎駅と岡崎公園前駅との相互移動における経路上の段差や、案内設備の不足等がみられます。また、中岡崎駅前広場においては、バス、タクシー、一般車、自転車等多様な移動手段による利用があり、中岡崎駅のエレベーター設置に伴う歩行空間やバス・タクシーの乗降場所等への影響も考えられることから、中岡崎駅前広場内の施設配置の見直しを含めた交通結節点の環境改善による乗継機能の円滑化が求められます。
- ・名鉄協商パーキング中岡崎駅前広場は有効幅3.5mの駐車マスはあるものの、周辺スペースの確保がされておらず、障がい者等専用駐車場として整備がされていません。また、駐車場から２駅への経路には横断歩道などの横断者のための区域が確保されておらず、段差もあることから障がい者や高齢者を含むすべての駐車場利用者が円滑かつ安全に移動を行うための環境改善が求められます。

課題3：安全、安心かつ快適に移動できる歩行空間を構築することが求められます。

- ・中岡崎駅の周辺道路では通勤通学時において、高齢者や障がい者を含むすべての利用者が安心、安全かつ快適に移動するための歩行環境が十分ではない箇所があります。特に、駅周辺の宿泊施設から中岡崎駅前広場までの歩行者空間は交差点部の急こう配や街路樹の根上りなどにより段差が生じています。
- ・中岡崎駅のバリアフリー化にあわせて、安全、安心かつ快適に移動できる歩行空間を構築することが求められます。

課題4：誰もがやさしくサポートできる環境が求められます。

- ・バリアフリーの推進には、ハード面の施設整備だけでなく、市民一人ひとりが助けあい精神を持つ環境づくりが必要です。そのためには、ソフト面の取り組みを通じて、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深めることが求められます。

3. バリアフリー化の考え方

(1) バリアフリー化の目標

総合計画及び地域公共交通計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画等をふまえ、本基本構想の目標を設定します。

◇ 第7次岡崎市総合計画

『一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき』

- 暮らしを支える都市づくり（駅周辺部にて居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成）
- 拠点をつなぐネットワークの構築（鉄道駅バリアフリー化）

◇ 第3次岡崎市都市計画マスタープラン

『自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎』

- 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保
- 鉄道やバス、次世代モビリティ等の連携による公共交通ネットワークの構築
- 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン化の推進

◇ 岡崎市地域公共交通計画

『新たなくらしと活力の創造を支える交通体系』

- 人と環境にやさしい交通（誰もが利用しやすく、安全・安心な交通の実現）
- 交通バリアフリー化の推進（鉄道駅のバリアフリー化）

◇ 第4次岡崎市地域福祉計画

『みんなで築く ホットなまち 生き生きと暮らせる 支えあいのまち』

- 安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう
- こころ豊かに暮らす地域社会をめざしましょう

◇ 第5次岡崎市障がい者基本計画

『思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎』

- ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり
（情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの推進）



< 中岡崎駅バリアフリー基本構想の基本目標 >

誰もが利用しやすく、安全・安心で新たなくらしの移動を支える
ユニバーサルデザインの環境づくり

(2) バリアフリー化の基本方針

中岡崎駅周辺のバリアフリーに関する課題をもとに取り組むべき方針を設定します。

1 中岡崎駅のバリアフリー化の早期推進

- ・中岡崎駅構内の移動の円滑化を早期に図ることで、すべての人が快適に利用できるような環境改善を図ります。

2 多様な移動手段に対応した乗継機能の円滑化

- ・中岡崎駅と岡崎公園前駅、その他の移動手段との円滑な乗継経路の確保、わかりやすい案内設備の充実を図り、交通結節点として乗継機能の円滑化を図ります。

3 誰もが安心して移動できる歩行空間の構築を推進

- ・中岡崎駅のバリアフリー化にあわせて、その鉄道駅から各拠点施設を結ぶ経路において、安全に安心して歩ける歩行空間の整備を推進します。

4 心のバリアフリーの推進

- ・情報提供や意思疎通におけるデジタル技術を活用したバリアフリー化や教育啓発活動を強化することで、高齢者や障がい者等に関する理解を深めます。
- ・放置自転車の解消等、マナーの向上に向けた啓発活動を一層推進します。

5 事業の優先度の設定

- ・上記の基本方針に基づきバリアフリー化を効率的に進めるため、事業の優先度を設定し、まずは短期的に取り組む事業内容を推進し、その後も継続的な取り組みを進めます。

(3) 整備の際に準拠する基準等

施設等のバリアフリー化にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

移動等円滑化基準等
・ 公共交通移動等円滑化基準（平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 111 号） ・ 建築物移動等円滑化基準（平成 18 年 12 月 8 日制定/政令第 379 号第 10 条） ・ 建築物移動等円滑化誘導基準（平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 114 号） ・ 都市公園移動等円滑化基準（平成 18 年 12 月 18 日制定/国土交通省令第 115 号） ・ 路外駐車場移動等円滑化基準（平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 112 号） ・ 道路移動等円滑化基準（平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 116 号） ・ 道路移動等円滑化占用基準（平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 117 号） ・ バリアフリー信号機等基準規則（平成 18 年 12 月 8 日制定/国家公安委員会規則第 28 号）

ガイドライン等
・ 公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和 6 年 3 月/国土交通省） ・ 駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン（令和 4 年 7 月/国土交通省） ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 2 年度改正/国土交通省） ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第 2 版】（令和 4 年 3 月/国土交通省） ・ 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和 6 年 1 月/国土交通省）

愛知県条例等
・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例・同施行規則（平成 6 年 10 月 14 日/愛知県条例第 33 号） ・ 人にやさしい街づくり 望ましい整備指針（平成 26 年/愛知県）

4. 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

1) 重点整備地区の定義

重点整備地区に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第24号より抜粋】
・ 生活関連施設の所在地を含みかつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区 ・ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

2) 重点整備地区設定の考え方

【対象地区の絞り込み】

重点整備地区の定義は、3つの視点で整理されています。このうち「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区」の要件から絞り込みを行うため、移動の結節点として最も重要な鉄道駅のバリアフリー状況から、次表のとおり優先順位を整理しました。

表：本市における鉄道駅のバリアフリー化の状況

駅名称		R4 日平均利用者	日3千人以上 の鉄道駅	バリアフリー 化の状況 (段差解消)	優先順位 (日3千人以上)
JR	岡崎駅	30,680	●	整備済	
	西岡崎駅	3,202	●	整備済	
名鉄	東岡崎駅	33,193	●	整備済	
	本宿駅	5,720	●	整備済	
	名電山中駅	769		整備済	
	藤川駅	5,396	●	整備済	
	美合駅	6,350	●	整備済	
	男川駅	4,200	●	整備済	
	岡崎公園前駅	4,559	●	整備済	
	矢作橋駅	6,025	●	整備済	
	宇頭駅	3,040	●	整備済	
愛環	岡崎駅	8,998	●	整備済	
	六名駅	1,320		—	
	中岡崎駅	3,865	●	未整備	◎
	北岡崎駅	3,436	●	整備済	
	大門駅	2,580		—	△
	北野樹塚駅	1,815		—	

【中岡崎駅周辺の状況】

中岡崎駅及び岡崎公園前駅は、日常的な通勤通学等といった乗り換え経路として多数の徒歩移動があります。また、中岡崎駅の上下移動はバリアフリー化がされておらず喫緊の課題となっています。

本地区においてバリアフリー化を図ることで、高齢者や障がい者等を含むすべての利用者にやさしく、誰もが快適に公共交通を利用できる環境が整います。

以上のことから、本基本構想では「中岡崎駅周辺」を選定します。

3) 重点整備地区（中岡崎駅地区）の範囲

本地区では、中岡崎駅における上下移動のバリアフリー化が喫緊の課題です。また、一般国道 248 号については、国が指定した特定道路としてバリアフリー化は完了しています。この一般国道 248 号と中岡崎駅（及び岡崎公園前駅）及び中岡崎駅前広場を結ぶ「市道中岡崎 10 号線」のバリアフリー化が重要と考えられます。

このため、中岡崎駅及び中岡崎駅西口、中岡崎駅前広場の整備を最優先事項として、重点整備地区を「中岡崎駅及び中岡崎駅西口、中岡崎駅前広場、岡崎公園前駅」の範囲に限定し、早期的なバリアフリー施策を展開します。

【重点整備地区設定の考え方】

- 「中岡崎駅及び中岡崎駅西口、中岡崎駅前広場、岡崎公園前駅」の範囲の重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を最優先事項として選定します。
- 将来的には、岡崎公園への動線に配慮した観光視点でのバリアフリー化について検討します。

(2) 生活関連施設の設定

1) 生活関連施設の定義

生活関連施設に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号イより抜粋】
・ 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※このうち、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して、基本構想を策定する市町村が定めるものとされています。(移動等円滑化の促進に関する基本方針三. 2. (1). ①)

2) 生活関連施設設定の考え方

- 重点整備地区内で、高齢者や障がい者等が日常的に利用する施設を選定します。
- 通勤や通学の利用者が多い点を踏まえて、だれもが利用しやすい公共交通を目指すべく、適切な施設を選定します。

3) 生活関連施設の一覧

区分	対象施設	設置管理者
旅客施設	中岡崎駅	愛知環状鉄道株式会社
	岡崎公園前駅	名古屋鉄道株式会社
路外駐車場	名鉄協商パーキング中岡崎駅前広場	名鉄協商株式会社
建築物	中岡崎駅西口公衆便所	岡崎市
	岡崎オーワホテル	株式会社オーワ

(3) 生活関連経路の設定

1) 生活関連経路の定義

生活関連経路に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号ロより抜粋】
・ 生活関連施設相互間の経路

2) 生活関連経路設定の考え方

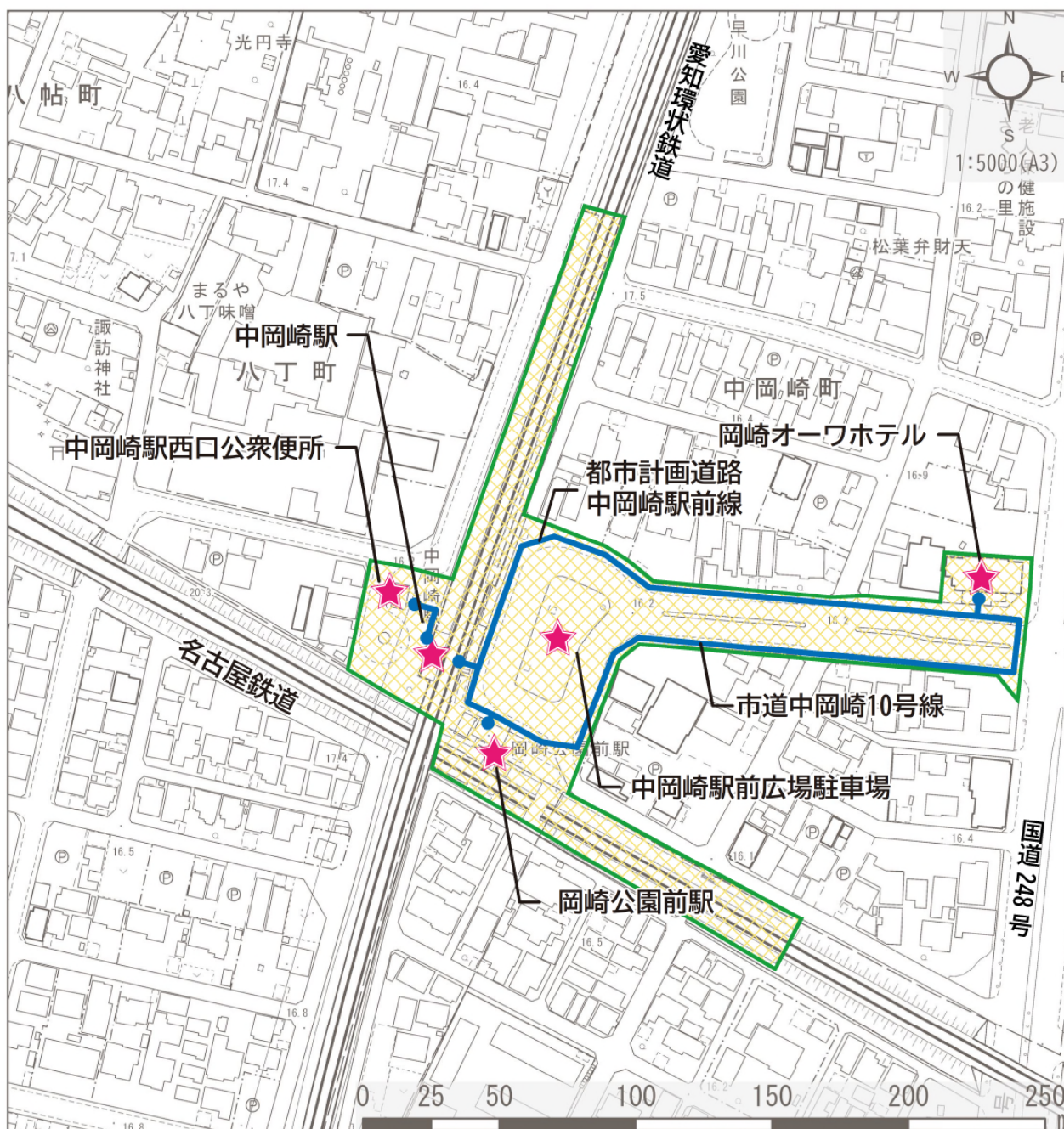
- 原則、生活関連施設の相互間の経路を選定します。

3) 生活関連経路の一覧

設置管理者	路線名	延長
岡崎市	都市計画道路 中岡崎駅前線（中岡崎駅前広場及び西口）	約250m
岡崎市	市道 中岡崎10号線	約140m

(4) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区図

中岡崎駅周辺の生活関連施設及び生活関連経路、重点整備地区は以下のとおりです。



凡例

- ★ 生活関連施設 (案)
- 生活関連経路 (案)
- 重点整備地区 (案)

5. 特定事業に関する事項

(1) 事業設定について

1) 重点整備地区における整備

重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路において、それぞれの施設設置管理者等が特定事業を実施することによって重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。なお、事業設定にあたっては、行政（市）と施設管理者等との協議によって実施内容の調整を行います。

2) 事業の区分

バリアフリー基本構想に定める事業の区分として特定事業・その他の事業（バリアフリー法第25条2項3号）があります。このうち、特定事業を基本構想に定めた場合、その特定事業を実施すべき施設設置管理者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます。本基本構想において、整備項目は以下のように区分します。

<整備項目の区分>

●（黒丸）	： 特定事業（ハード事業）
◆（黒ダイヤ）	： 特定事業（ソフト事業）
○（白丸）	： その他のハード整備事業
◇（白ダイヤ）	： その他のソフト事業

3) 整備時期の区分

整備時期は以下のとおり、基本構想の目標年次である令和11年までを短期とし、以降を長期として整理します。なお、目標時期に関わらず、具体的な事業計画を検討する中で、可能な限り早期の実現を図ります。

表：整備時期の区分

区分	内容
短期	令和7年度から令和11年度までの事業完了を目標とするもの
継続	継続して取り組む事業

参考表：バリアフリー法における特定事業の内容

種 類	内 容（要約）
公共交通特定事業 （法2条26号）	・ 特定旅客施設において実施するバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等の整備）、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ・ 特定車両（軌道車両、乗合バス、タクシー等）のバリアフリー化（低床化等）
道路特定事業 （法2条27号）	・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業 （法2条28号）	・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業 （法2条29号）	・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、障がい者用トイレ、休憩所等）の整備
建築物特定事業 （法2条30号）	・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業 （法2条31号）	・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置 ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車取締り強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業 （法2条32号）	・ バリアフリー化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 ・ バリアフリー化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

(2) 整備方針及び事業計画

1) 公共交通

施設名称	中岡崎駅			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
経路	●段差解消（エレベーター設置等）	短期	愛知環状鉄道㈱	※1
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	短期	〃	
ホーム	●ホームの改修	短期	〃	※2
トイレ	●多目的トイレの設置	短期	〃	※3
情報案内	●案内サインの設置	短期	〃	
その他	◇駅員に対するバリアフリー教育、研修の実施	継続	〃	

※1 エレベーターサイズや動線は、利用者ニーズや車いす等での乗り入れを踏まえた検討が必要です。

※2 階段周辺等のホーム狭窄部においては、利用者の落下防止に対する検討が必要です。

※3 利用者のニーズに応じた広さや設備の検討が必要です。

施設名称	岡崎公園前駅			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
全体	○移動円滑化された経路の維持管理	継続	名古屋鉄道㈱	
その他	◇駅員に対するバリアフリー教育、研修の実施	継続	〃	

2) 路外駐車場

施設名称	名鉄協商パーキング中岡崎駅前広場			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
経路	○車いす使用者用駐車施設から周辺施設へ至る円滑な経路の確保	短期	名鉄協商㈱	
車いす使用者用駐車場	○車いす使用者用駐車施設の表示	短期	〃	※4

※4 岡崎市が事業者の公募を行う際に検討が必要です。

3) 建築物

施設名称	中岡崎駅西口公衆便所			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
情報案内	●案内サインの設置・検討	短期	岡崎市	
敷地内通路	●出入口までの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	短期	〃	

施設名称	岡崎オーフホテル	所在地		
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
敷地内通路	○出入口の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	継続	(株)オーフ	※5
その他	◇従業員に対するバリアフリー教育、研修の実施	継続	〃	

※5 前面道路に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設された際、設置について検討が必要です。

4) 道路

施設名称	市道 中岡崎10号線			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
道路構造	●段差の解消	短期	岡崎市	
勾配	●勾配の解消	短期	〃	
舗装	●凸凹の解消	短期	〃	
視覚障がい者誘導用ブロック	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	短期	〃	

5) その他の一般施設（中岡崎駅前広場）

施設名称	都市計画道路 中岡崎駅前線 （中岡崎駅前広場及び西口）			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
全体	●エレベーター設置に伴うバスやタクシー等の乗降場の配置、歩行空間確保の検討	短期	岡崎市	
通路	●段差解消（名鉄協商パーキング中岡崎駅前広場への経路）	短期	〃	
	●歩行者通行空間の確保（エレベーター設置予定付近）	短期	〃	
	○上屋の設置（中岡崎駅エレベーター設置予定付近から岡崎公園前駅間）	短期	〃	
	○横断歩道の設置検討	短期	岡崎市 岡崎警察署	
視覚障がい者誘導用ブロック	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	短期	岡崎市	
情報案内	●案内サインの設置・検討	短期	〃	
バス停留所	●待合所の配置見直し・検討	短期	〃	
その他	◇放置自転車への対応	継続	〃	

6) 教育啓発

施設名称	すべて			
	事業の内容（案）	事業時期	実施主体	備考
教育活動	◆近隣の小中学校と連携したバリアフリーに関する出前講座	短期	岡崎市	

6. 取り組みの推進について

(1) 岡崎市地域公共交通会議による進行管理

今後、バリアフリー化を進めていくうえで、事業の実施等について進捗を検証し、改善していく必要があります。そのため、市内だけでなく、当事者を含む市民や事業者（施設設置管理者等）、関係行政機関等が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「地域公共交通会議」において進行管理を行います。

会議では、年1回程度でバリアフリー化事業の進捗確認や一体的なバリアフリー化に向けての情報交換や連絡調整を行います。

(2) まちのバリアフリー化に向けた市内の取り組み

本基本構想は、重点整備地区に設定した中岡崎駅周辺におけるバリアフリー化事業を整理したものです。一方で、重点整備地区外であっても、徒歩による利用が多い道路や多くの高齢者や障がい者等が利用する施設等におけるバリアフリー化が必要です。

本市では、以下に示すような取り組みを「第5次岡崎市障がい者基本計画」に位置付けています。今後もまちのバリアフリー化に向けて取り組みを継続するとともに、当事者意見を踏まえてスパイラルアップ（継続的な改善と向上）を図ります。

【障がい者にやさしい公共空間の確保】

誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設の新設や大規模改修にあわせてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、障がい者施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を推進します。

【移動手段の確保】

障がい者をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

【情報の取得と活用、意思疎通支援の推進】

誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるよう、デジタル技術等の活用を含め、行政情報を充実、発信します。また、生活する上で適切な情報の取得や意思疎通ができるよう、手話言語や障がい者のコミュニケーションに関する条例の周知を図り、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組めます。

【こころのバリアフリー（理解の啓発と配慮の促進・福祉教育の推進）】

障がいや障がい者に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者団体と連携して啓発活動の充実に取り組めます。また、ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がい者への配慮の促進を図ります。

さらに、福祉教育を推進し、障がいや障がい者に対する子どもたちの理解を深めるとともに、障がい者との交流を促進します。

（３）今後の検討課題

本基本構想では、中岡崎駅における上下移動や中岡崎駅前広場等の整備が周辺の土地利用や歩行者動線等へ大きな影響をもたらすものと判断し、重点整備地区を「中岡崎駅及び中岡崎駅西口、中岡崎駅前広場、岡崎公園前駅」の範囲に限定し、短期的なバリアフリー施策を展開していくこととしました。

一方で、今後は中岡崎駅周辺の土地利用や歩行者動線、交通量の変化を見極めつつ、駅からの徒歩圏内における生活関連施設及び生活関連経路を設定し、面的かつ一体的なバリアフリー化を推進していくことが重要であり、継続的な基本構想の見直し・更新を行っていく必要があります。

将来的には、岡崎公園への動線に配慮した観光視点でのバリアフリー化についても検討が必要です。

【参考資料】

(1) 用語の説明

(2) 基本構想策定の過程

>>当事者意見の反映プロセスについて記載（協議会・ヒアリング・パブコメ）